

新潟市 住宅用再生可能エネルギー導入促進事業

補助金申請の手引き

本市の家庭部門における温室効果ガス排出量の削減を推進すること等を目的として、居住または居住を予定している住宅に太陽光発電設備や定置用蓄電池、燃料電池（エネファーム）を設置する個人に、その費用の一部を補助します。

この手引きは、補助金申請の手続きと、申請書等の作成について説明するものです。申請にあたっては、必ず内容をご確認ください。

補助金の概要

○対象となる住宅

市内に現に存する、戸建住宅又は集合住宅の住戸
（※店舗、事務所等住居以外の部分がある場合は面積の過半が住居部分であるもの、実績報告書の提出までに新築工事が完了するものを含む。）

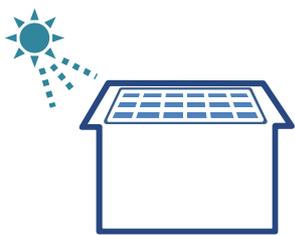
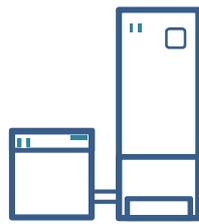
○対象となる方

対象となる住宅に既にまたは実績報告書の提出までに住民票のある個人

○工事業者の要件

市内に本社、本店、支店もしくは営業所がある法人、または市内に住所がある個人事業主

○対象となる設備と補助金額

	太陽光発電設備	定置用蓄電池	燃料電池 (エネファーム)
対象設備			
補助金額	3万円/kW※ 上限15万円 ※JIS等に基づく パネル公称最大出力（合計）	2万円/kW※ 上限10万円 ※蓄電容量	定額7万円

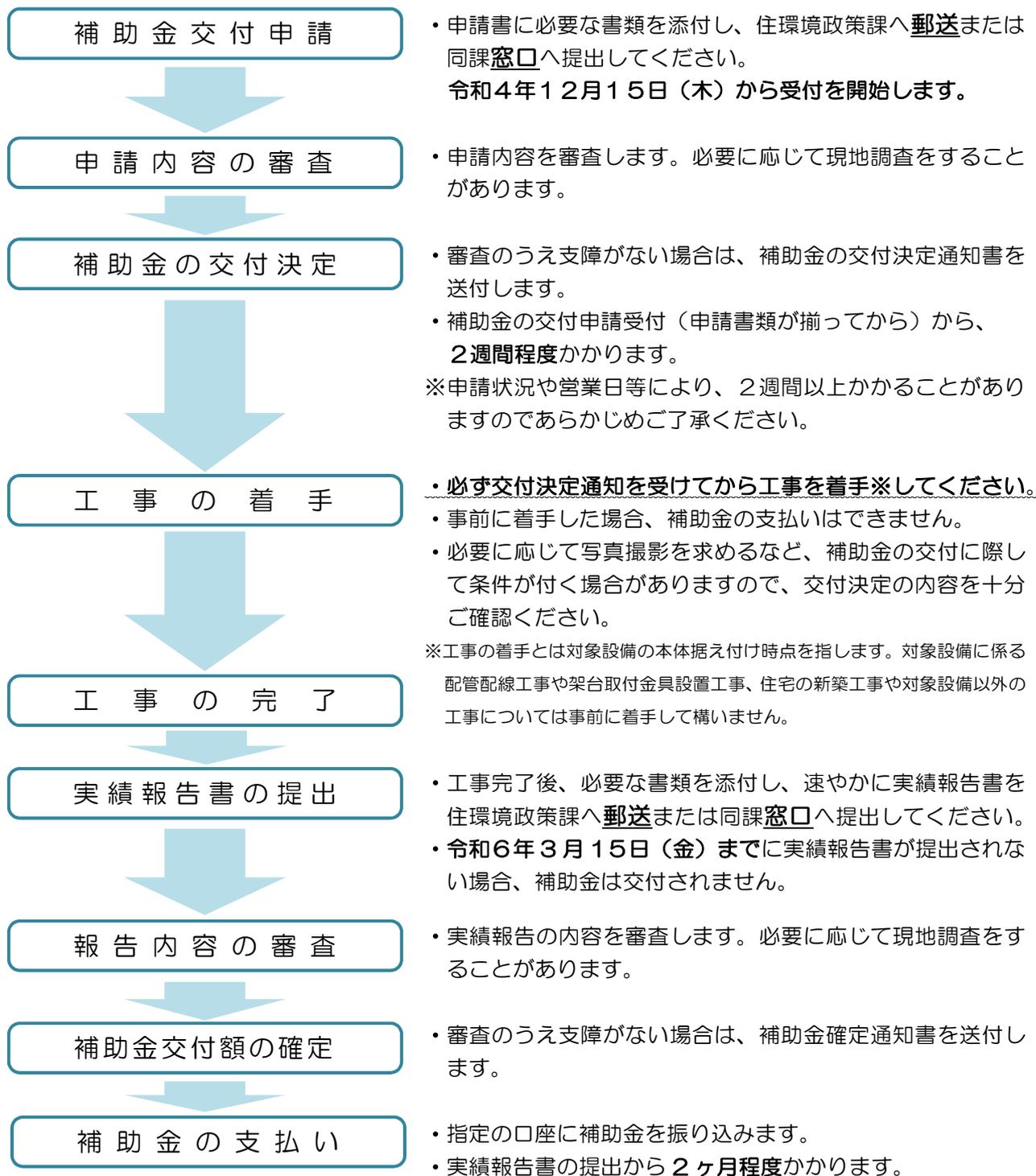
申請受付窓口・問い合わせ先

新潟市 建築部 住環境政策課 ☎025-226-2815（直通）

市役所ふるまち庁舎6階（中央区古町通7番町1010）

申請様式のダウンロード、交付決定状況・予算残高の確認など詳細情報は、新潟市ホームページ内にて **住宅用 太陽光** で検索

1. 補助金交付までの手続きの流れ



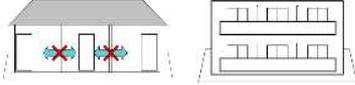
★ご注意ください★

- **補助金の交付決定を受けたあとで対象工事に着手するものが補助の対象**となります。過去に同様の事業で交付決定前の工事着手が判明し、補助金の対象とならない事例がありました。補助金の申請をする場合は、交付決定前に対象工事に着手することとならないよう工事計画を立ててください。（申請から交付決定まで2週間程度かかります。）
- 過去に同様の事業で工事が完了せず、提出期限までに実績報告が提出できなかったため、補助金の支払いができなくなる事例がありました。提出期限（令和6年3月15日（金））までに実績報告を確実に提出できるよう工事計画を立ててください。
- 郵送の場合、原則は**書類の到着日を受付日**とします。必要に応じて追跡のできる郵送方法をご利用ください。
- 提出書類に大きな**不備や不足がある場合は受付できない**場合があります。

2. 対象住宅、対象者の要件

【対象となる住宅】

下表のうち、市内に存する専ら居住の用に供する建築物又は建築物の部分

住宅の建て方	対象設備の設置場所	備考
 戸建住宅	敷地内	<ul style="list-style-type: none"> 住宅やカーポートの屋根、敷地内の地面等に設置 既に対象設備が設置されている建売住宅を購入する場合は不可
 集合住宅（長屋・共同住宅）	住戸部分 ※原則、共用部分を除く	<ul style="list-style-type: none"> バルコニー、廊下、屋上、外壁等の共用部分に設置する場合は、所有者全員または管理組合の同意が必要 既に対象設備が設置されている住戸を購入する場合は不可

★店舗、事務所等住居以外の部分がある場合は面積の過半が住居用であるものを含みます。

★実績報告書の提出までに新築工事が完了するものを含みます。

【対象となる者】

下記の全てに該当する者が対象です。

- (1) 本市に住民登録を行っている又は実績報告書の提出までに行う予定の個人。
- (2) 自ら居住又は居住する予定の住宅の敷地内において、居住の用に供する部分に使用するための対象設備を設置する者。
共同住宅の場合は原則、自身の住戸内で使用するための対象設備を設置する者。

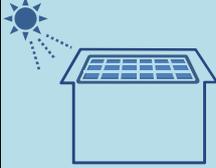
注意事項

- 別棟の車庫や倉庫等で使用するための設備を設置するものは対象外です。
- 対象工事を行う住宅において申請者以外に所有者がいる場合は、補助事業の実施について承諾を受けてください。

- (3) 市内に本社、本店、支店若しくは営業所を有する法人又は市内に住所を有する個人事業主に対象設備の設置工事を発注し、補助事業を行う者。
- (4) 交付決定を受けた後に対象設備の設置工事に着手するものであって、令和6年3月15日までに、実績報告書を提出する者。

3. 対象設備の要件と補助金額

対象設備を以下から選択し、それぞれの要件の全てを満たすこと。

対象設備	要件	補助金額
太陽光発電設備 	<ul style="list-style-type: none"> 住宅用の低圧配電線と逆潮流有りて連系するものであること。 ただし発電した電力の全量を逆潮流するものを除く。 太陽電池モジュールが一般財団法人電気安全環境研究所その他の中立かつ公正な第三者機関による認証を受け、その性能及び安全性に対する高い信頼性が実証されたものであること。 未使用のもの（中古品、リース品は対象外とする。）。 発電出力が10kW未満のものであること（JIS等に基づくパネル公称最大出力の合計）。 申請者自ら若しくは申請者と生計を一にする者が電気事業者と電力需給契約をしていること。 	3万円/kW 上限15万円 <small>※JIS等に基づくパネル公称最大出力（合計、小数点以下2桁未満切捨て） <small>※千円未満の端数切捨て</small> </small>
定置用蓄電池 	<ul style="list-style-type: none"> 容易に持ち運びができるポータブル型を除く、定置用のもの。 一般社団法人環境共創イニシアチブが実施する環境省「戸建住宅におけるネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業」の補助対象機器であること。 未使用のもの（中古品、リース品は対象外とする。）。 実績報告を行う日までに太陽光発電設備または燃料電池に接続すること。 <small>※接続される設備は新設・既設を問わない。</small> <small>※太陽光発電設備は住宅用の低圧配電線と逆潮流有りて連系するものであること。</small> <small>※燃料電池は一般社団法人燃料電池普及促進協会の登録機器であること。</small> 	2万円/kW 上限10万円 <small>※蓄電容量（小数点以下2桁未満切捨て） <small>※千円未満の端数切捨て</small> </small>
燃料電池 （エネファーム） 	<ul style="list-style-type: none"> 都市ガス又はLPガスから水素を製造し、大気中の酸素との化学反応により発電した電気の供給や、発電時の排熱を利用した給湯を主目的とし、燃料電池ユニット及び貯湯ユニットから構成されるもの。 一般社団法人燃料電池普及促進協会の登録機器であるもの。 未使用のもの（中古品、リース品は対象外とする。）。 	定額7万円

4. 補助金交付申請に必要な書類

★申請に必要な部数は『1部』です。提出いただいた書類は返却できませんので、あらかじめ「コピー」をお取りください。

★記入例・写真撮影例を参考に作成してください。

共通で提出するもの

番号	必要な書類	チェック
1	補助金交付申請書 記入例 p.9 【様式第1号（第一面～第三面）】 ※交付決定後に補助金額の算定に係る工事内容が変更された場合、 <u>補助金額を減額する場合がありますが、増額はされません。</u>	<input type="checkbox"/>
2	住宅の全景写真（カラー写真） 撮影例 p.12 ・居住の用に供されていることが確認できること ・撮影日（ <u>申請日前3か月以内</u> ）が記入されていること ※これから住宅を新築する場合は不要です。 <u>実績報告時に提出してください。</u> ※低画質のカメラ利用や、夕暮れ・夜間、逆光、ピントが合わない状態での撮影などで不鮮明な写真は提出書類として認められません。	<input type="checkbox"/>
3	対象設備の設置位置が確認できる書類 例 敷地の配置図、平面図 等	<input type="checkbox"/>
4	その他市長が必要と認める書類 ※上記書類のほかに審査に必要な資料を求める場合があります。 必要な場合は個別にお知らせします。	<input type="checkbox"/>

市が住民基本台帳の情報を閲覧することに同意しない場合のみ

※申請書第二面で「同意」にチェックする場合は不要です。

1	住民票の写し（コピー可） <small>参考）</small> ・申請者の住所が確認できること ・申請日前6ヶ月以内に発行されたもの 参考）住民票の写しの取得について 【発行窓口】 各区役所、出張所、連絡所などの窓口（居住区でなくても取得できます） 【発行手数料】 1部 300円 【代理申請】 本人、世帯員以外の代理申請は委任状が必要です。 委任者が署名押印した委任状を発行窓口にお持ち下さい。 【交付請求書・委任状の入手方法】 発行窓口にて配布、新潟市ホームページにてダウンロード（ 新潟市 住民票交付 で検索）	<input type="checkbox"/>
---	--	--------------------------

店舗や事務所等の併用住宅や併用住戸の場合のみ

※専用住宅の場合は不要です。

1	居住部分と居住以外の部分が確認できる図面 例 平面図及び面積表 など 居住の用に供する部分の床面積及び居住以外の用に供する部分の床面積が確認できること ※居住部分が住宅全体の半分以下の場合は対象住宅に該当せず、補助を受けられません。	<input type="checkbox"/>
---	--	--------------------------

次ページへ続く・・・

・・・前ページからの続き（申請時に必要な書類）

設置する設備によって、提出するもの

【太陽光発電設備】

番号	必要な書類	チェック
1	太陽電池モジュールが第三者機関の認証を受けていることが確認できる書類 例 認定証の写し、第三者機関ホームページの認証機器一覧の写し など ・太陽光モジュールが一般財団法人電気安全環境研究所その他中立かつ公正な第三者機関による認証を受けていることが分かるもの。	<input type="checkbox"/>
2	JIS に基づくパネル公称最大出力（合計）を確認できる書類 例 仕様書、割付図及びカタログ など ・パネルの枚数とそれぞれの公称最大出力（kW）が記入されていること。	<input type="checkbox"/>

【定置用蓄電池】

1	定置用であることが確認できる書類 例 図面、仕様書、カタログ など ・容易に持ち運べるポータブル型でないことがわかるもの。	<input type="checkbox"/>
2	蓄電容量を確認できる書類 例 図面、仕様書、カタログ など	<input type="checkbox"/>
3	環境省の ZEH 化等支援事業の補助対象機器であることを確認できる書類 例 当該事業のホームページの対象機器一覧の画面印刷 など	<input type="checkbox"/>

【燃料電池（エネファーム）】

1	燃料電池ユニットおよび貯湯ユニットから構成されることが確認できる書類 例 図面、仕様書、カタログ など	<input type="checkbox"/>
2	一般社団法人燃料電池普及促進協会の指定を受けていることが確認できる書類 例 当該協会ホームページの指定機器一覧の画面印刷 など	<input type="checkbox"/>

写真の提出方法について

- ・申請時は、【**全景写真**】のみで申請可能です。
（申請日前3か月以内に撮影したものであること）
- ・実績報告時に、【**設置前写真**】【**設置後写真**】の両方が必要となります。
【設置前写真】の不足があると、その部分を補助対象にすることができませんので必ず撮影してください。

5. 実績報告に必要な書類

★実績報告に必要な部数は『1部』です。提出いただいた書類は返却できませんので、あらかじめ「コピー」をお取りください。

★記入例・写真撮影例を参考に作成してください。

共通で提出するもの

番号	必要な書類	チェック
1	実績報告書 記入例 p.13 【様式第5号（第一面）】	<input type="checkbox"/>
2	工事の領収書のコピー 参考例 p.14 例 対象設備の設置工事に係る領収書、住宅の新築工事の領収書及び内訳明細書、工事代金受領に係る確認書類 など ・発注者（＝申請者）に対して発行された領収書であること ・施工業者または新築工事の場合はハウスメーカー等が発行するもの ・ただし書きや別紙で、設備の設置を含む領収書であることが確認できること ・対象設備の設置工事が含まれていることが確認できる工事代金受領に係る確認書類でも可 ・発行者の名称、所在地（市内の住所）の記入があること ・領収書の場合は、収入印紙が貼付けされ、消印があること ・交付決定後に発行されていること ※「契約時金」など、工事前の支払いに合理的理由があることが明記された場合は除く	<input type="checkbox"/>
3	対象設備が未使用品であることが確認できる書類 例 保証書の写し、納品書の写し など ・設置した機器全てについて提出すること ・製造番号及び申請書第三面に記載した型番が載っていること	<input type="checkbox"/>
4	その他市長が必要と認める書類 ※上記書類のほかに審査に必要な資料を求める場合があります。	<input type="checkbox"/>

申請後に住宅を新築した場合のみ

※申請時に提出した場合は提出不要です。

1	住宅の全景写真（カラー写真） ※詳細は申請時の書類（p.4）を参照してください。	<input type="checkbox"/>
---	--	--------------------------

申請内容から変更があった場合のみ

※申請時から内容変更がない場合は提出不要です。

1	交付を受けた補助事業の内容を変更した場合、変更内容が確認できる書類 例 申請書（別記様式第1号）のうち内容を変更した部分 など ○補助金の交付決定後に申請内容に変更が生じた場合でも、変更の手続きは不要ですが、変更部分を補助対象とするには、変更部分の工事前写真も必要となります。 変更部分の工事前写真を撮り忘れてしまった場合は、その変更部分は補助の対象となりませんので、変更が生じた場合は変更部分の撮り忘れが無いよう、確実に工事前写真を撮影してください。 ○交付決定後に工事内容が変更された場合、補助金額の減額はあっても増額はされません。	<input type="checkbox"/>
---	---	--------------------------

申請時から転居した場合および市が住基情報を閲覧することに同意しない場合のみ

※申請時から転居していない場合や、申請書第二面で「同意」にチェックした場合は提出不要です。

1	住民票の写し（コピー可） ※詳細は申請時の書類（p.4）を参照してください。	<input type="checkbox"/>
---	--	--------------------------

次ページへ続く・・・

・・・前ページからの続き（実績報告時に必要な書類）

設置した設備によって、提出するもの



【太陽光発電設備】

番号	必要な書類	チェック
1	設備の設置前後の写真 撮影例 p.15~17 下記1~4全てを撮影してください。 1. 太陽光モジュールの設置前の屋根面 ※撮影日を記載のこと 2. 太陽光モジュールの設置後の屋根面 3. パワーコンディショナの設置後の機器本体 4. パワーコンディショナの銘板	<input type="checkbox"/>
2	低圧配電線と逆潮流有りで連系し、発電した電力の全量を逆潮流するものでないことが確認できる書類 例 電力需給契約確認書の写し など ・発電量と逆潮流する電力量の両方の記載があり、発電量の方が多いことが確認できること	<input type="checkbox"/>
3	電気事業者と電力需給契約をしていることが確認できる書類 例 購入電力のご案内、FIT 登録済みマイページ など ・設備の設置住所と申請者の住所が同一であることが分かるもの ・申請者と生計を一にする者が電気事業者と電力受給契約をしている場合も同様とする	<input type="checkbox"/>
4	太陽光モジュールの公称最大出力（パネル合計）が確認できる書類 例 出力対比表 など	<input type="checkbox"/>



【定置用蓄電池】

1	設備の設置前後の写真 撮影例 p.18~19 下記1~3全てを撮影してください。 1. 機器の設置前 ※撮影日を記載のこと 2. 機器の設置後 3. 機器の銘板	<input type="checkbox"/>
2	既存の太陽光発電設備に接続する場合 ※下記1、2全てを添付してください。太陽光発電設備を同時申請した場合は不要。 1. 住宅に太陽光発電設備が設置されていることが確認できる書類 例 設置状況が分かる写真、売電明細の写し、保証書の写し、検針連絡票 など 2. 住宅用の低圧配電線と逆潮流有りで連系していることが確認できる書類 例 電力受給契約確認書の写し、売電明細の写し など	<input type="checkbox"/>
3	既存の燃料電池に接続する場合 ※下記1、2全てを添付してください。燃料電池を同時申請した場合は不要。 1. 住宅に燃料電池が設置されていることが確認できる書類 例 設置状況が分かる写真、売電明細の写し、保証書の写し、検針連絡票 など 2. 一般社団法人燃料電池普及促進協会の登録機器であることが確認できる書類 例 型番が分かる書類（銘板写真等）及び協会ホームページの指定機器一覧の画面印刷 など	<input type="checkbox"/>



【燃料電池（エネファーム）】

1	設備の設置前後の写真 撮影例 p.20~21 下記1~3全てを撮影してください。 ※発電ユニット、貯湯ユニットをそれぞれ撮影のこと 1. 機器の設置前 ※撮影日を記載のこと 2. 機器の設置後 3. 機器の銘板	<input type="checkbox"/>
---	---	--------------------------

6. その他申請にあたっての注意事項

●申請の回数について

- ・本事業による補助金は、1の住宅につき、また1の申請者につき1度しか申請できません。
複数の設備の導入を検討している場合は、1度にまとめて申請してください。

●市の他の補助金等との併用について

- ・本事業による補助金は、市の他の補助制度と重複して受けることができます。
ただし、補助対象となる工事の部分が同じ場合は、併用できません。

●補助事業により取得した不動産等の適切な維持管理と関係書類の保管について

- ・補助事業により取得又は効用の増加した不動産等については、耐用年数を勘案した適当な期間中、善良な管理者の注意をもって適切に管理する必要があるとともに、市長の承認を受けないで補助金の交付の目的に反した使用・譲渡・交換・貸付・又は担保にすることはできません。
- ・補助事業者は、やむを得ず上記のような管理を行うことが困難となる場合には、相続人等（相続や売買等により対象設備の所有権を移譲された者）に引き続き善良なる管理者の注意をもって管理させるよう努めてください。
- ・本補助金に関する見積書や領収書その他対象工事の経費に関する書類は、5年間保管する必要があります。

●補助金交付の取消し・返還について

- ・補助金の交付を受けた方が、偽りの申請を行っていた場合や、要綱の規定や関係法令に違反した場合などは、補助金交付の決定を取り消すことがあります。
- ・交付決定を取り消した際、既に補助金が交付されている場合は、交付された補助金の返還を求めます。

●アンケートなどへの協力について

- ・本補助金の交付を受けた方には、市からのアンケートや調査などの協力をお願いすることがあります。

●その他

- ・市で工事業者を紹介・あっ旋や工事の標準価格を示すことはできません。
- ・消費者トラブルを防ぐため、工事の契約にあたっては内容を十分に確認したうえで締結することが重要です。
- ・工事中の騒音や車両の出入り、太陽光パネルを設置した屋根からの落雪や燃料電池からの騒音の発生などによって近隣とトラブルになるケースが見受けられます。工事の方法や設置する場所などを十分に検討し、紛争防止に努めてください。
- ・住宅リフォームに関する見積相談などは下記に相談することができます。



住まいるダイヤル 0570-016-100（通話料がかかります）

公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター（法律に基づき国土交通大臣から指定を受けた住宅専門の相談窓口です）

※申請日の日付は記入しない。

（宛先）新潟市長

1 年 月 日

2 (申請者) 〒 951-8550
 住所 新潟市中央区学校町通1番町602番地1
 ふりがな にいがた たろう
 氏名 新潟 太郎
 電話番号 025-228-1000
 生年月日 平成11年11月11日

住宅用再生可能エネルギー導入促進事業 補助金交付申請書

住宅用再生可能エネルギー導入促進事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。なお、本申請書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

設置場所	3 新潟市中央区古町通 7-1010	
居住の種類	<input type="checkbox"/> 居住	<input checked="" type="checkbox"/> 居住予定
住宅の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 専用住宅	<input type="checkbox"/> 併用住宅・併用戸 <small>※延べ面積の過半数が専用に供しているものを指す</small>
住宅の建て方	<input checked="" type="checkbox"/> 戸建住宅	<input type="checkbox"/> 集合住宅
新既の別	<input checked="" type="checkbox"/> 新築住宅	<input type="checkbox"/> 既存住宅
対象	5 <input checked="" type="checkbox"/> 太陽光発電設備 <input checked="" type="checkbox"/> 定置用蓄電池 <input checked="" type="checkbox"/> 燃料電池（エネファーム）	
補助金申請額(A)	6 3 0 6 , 0 0 0 円 <small>※申請書第三面より転記</small>	
着手予定年月日	7 令和5年4月10日	
完了予定年月日	令和5年4月28日	

◇申請等事務手続きを代行者に委任する場合はご記入ください。

手続代行者	住所所在地	〒950-2097 新潟市西区寺尾東3丁目14-41	
	会社名	8 新潟再生エネルギー株式会社	
	ふりがな担当名	たいよう てるみ	電話番号 025-268-1000
		Eメール	taiyoterumi@xxxxx

すべての方が必要な書類です。

- 申請書類の日付は**記入しない**でください。
 郵送の場合：消印日が申請日となりますので、住環境政策課で記入します。
 窓口の場合：窓口で当日の日付を記入してください。
 ※添付書類の写真是、申請日(提出日)前3ヶ月以内に撮影したものが必要ですのでご注意ください。
- 申請者の現在の住所・氏名・電話番号・生年月日を記入してください。
 ※交付決定通知書は、この欄に記載された住所に郵送します。
 ※住民票の閲覧同意書を兼ねるため、**氏名は申請者本人が自署してください。**
- 設置場所を記入してください。
 ※新築住宅等で住居表示がない場合は、地名地番を記入してください。
- 申請者種別、住宅の種類、住宅の建て方、新築の別を記入してください。
 ※「併用住宅」の場合は、居住部分・その他の部分の面積が確認できる図面が必要となります。
- 今回申請する補助対象設備に**✓**してください。
 ※ 定置用蓄電池は、実績報告書の提出までに太陽光発電設備や燃料電池に接続することが条件になります。(接続するものは、新設・既設を問いません。)
- 補助金申請額を記入してください。
 ※ここで記入する補助金申請額は、「補助金申請額の算定（別記様式第1号（第三面）」）に記入された補助金額 合計（A）と同じ額になります。
 ※対象設備ごとに、千円未満切捨てとなります。
 ※交付決定後に対象設備の仕様が変更となり、補助金申請額が減額された場合、補助金は減額となりますが、増額された場合には、補助金額は増額されません。
- 工事の着手予定年月日・完了予定年月日を記入してください。
 ※申請受付から交付決定まで概ね2週間程度かかりますので、余裕をもった予定としてください。
 ※あくまで申請時点における予定であり、着手・完了の遅れなどによる変更手続きは不要ですが、**令和6年3月15日（金）までに実績報告書の提出がない場合、補助金は交付されません。**
- 手続きを代行者に委任する場合は記入してください。
 ※不備があった場合すみやかに対応いただくため、「日中連絡が取れる電話番号」を記入してください。
 一定期間対応のない場合は、不交付決定となり補助金が交付されない場合があります。

すべての方が必要な書類です。

別記様式第1号（第二面）（第6条関係）

補助対象要件に関する確認事項

該当する項目にチェック✓を記入してください。確認欄の該当する項目で✓できないものがある場合は、補助対象要件に該当しないため、交付決定ができません。

<共通>

	確認項目	確認欄
1	本市に住民登録を行っている又は第10条に規定する実績報告書の提出までに行う予定です。	<input checked="" type="checkbox"/>
2	誠実に補助事業を行うとともに、紛争防止に努めます。	<input checked="" type="checkbox"/>
	要綱に定めるもののほか、関係法令に準拠します。	<input checked="" type="checkbox"/>
3	市長が交付の決定の全部又は一部を取消し、既に交付された補助金の返還を命じた場合は、定められた期間内に返還します。	<input checked="" type="checkbox"/>
	補助事業における経費の収支を明らかにした書類及び帳簿を備え、当該設備の設置が完了した会計年度の終了後5年間保存します。	<input checked="" type="checkbox"/>
	対象設備を法定耐用年数の期間、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、市長の承諾を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保にすることはありません。また、やむを得ず上記に係る管理を行えない場合は、相続人等に引き続き善良なる管理者の注意をもって管理させるよう努めます。	<input checked="" type="checkbox"/>
4	市長が必要と認めるときは、補助事業に係るアンケート、調査その他に協力します。	<input checked="" type="checkbox"/>
5	本人及びその世帯員に暴力団員又は暴力団等と関係を有する者はいません。また、必要に応じて市が警察に照会する場合は、別途必要な書類の提出を行います。	<input checked="" type="checkbox"/>
6	申請内容の審査に必要な申請者に係る住民基本台帳の情報について、市が閲覧することに同意します。【閲覧する範囲】氏名カナ、氏名漢字、生年月日、住定日、住所、方書、通称カナ、通称漢字 ※同意しない場合は、住民票の写しを提出してください。	<input checked="" type="checkbox"/>
7	【申請者以外に所有者がいる場合】 対象設備を設置する住宅の所有者から、対象設備の設置について承諾を受けています。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当者のみ
8	【共同住宅の共用部分に対象設備を設置する場合】 共同住宅の所有者全員または管理組合から、当該対象設備の設置について承諾を受けています。	<input type="checkbox"/> 該当者のみ

- 1 申請者が補助金の交付の対象者であるかどうかの確認です。
- 2 申請者の責務についての確認欄です。
※申請者は、補助対象設備の設置に際しては、近隣住民の方との紛争防止に努めるほか要綱、関係法令に準拠しなければいけません。
- 3 補助金の返還、帳簿等の保管、対象設備の管理についての確認欄です。
※虚偽の申請や要綱に違反した場合は交付決定を取り消し、補助金の返還を求めることがあります。
※申請者は、契約書・領収書その他対象設備の経費に関する書類は5年間保管する必要があります。
※申請者は、法定耐用年数の間、対象設備を適切に管理する必要があります。
- 4 市のアンケートその他の調査への協力についての確認欄です。
※補助金の適正な執行や目的の達成のために、報告や資料の提出を求め、現地調査をすることがあります。
※その他市施策の参考とするためのアンケートや意識調査などへの協力をお願いすることがあります。
- 5 申請者及びその世帯員に暴力団・暴力団員等との関係及び必要に心じた追加書類提出についての確認欄です。
※申請者及びその世帯員に関係を有する者がいる場合、補助金を受けることができません。
- 6 申請書に記載の氏名、住所などを市が住民基本台帳で閲覧することに同意するかどうかの確認欄です。
同意しない場合は、住民票を別途提出する必要があります。
- 7 申請者以外に所有者がいる場合、補助対象設備の設置に対して同意を得ているかの確認です。
※申請者以外の所有者から補助対象設備の設置に対して同意が得られない場合は、本補助金を受けることはできません。
- 8 共同住宅の共用部分に補助対象設備を設置する場合、当該設置に対して所有者全員または管理組合から同意を得ているかの確認です。
※共同住宅の共用部分に補助対象設備を設置に対して所有者全員または管理組合から同意が得られない場合は、本補助金を受けることはできません。

補助金申請額の算定

<対象設備の情報（該当する項目にご記入ください）>

項目	メーカー名	型番
太陽光 発電設備	①新潟太陽光電気産業（株）	①NIG-SM120 I
	②新潟太陽光電気産業（株）	②NIG-SM120 II
	③新潟太陽光電気産業（株）	③NIG-SM120 III
	④	④
インバータ 保護装置	新潟太陽光電気産業（株）	NIG-PC500
定置用蓄電池	新潟蓄電池電気産業（株）	NIG-SB800
燃料電池 ユニット	新潟再エネ機器（株）	NSND-2022
	新潟再エネ機器（株）	

<設置工事業者の情報（該当する項目にご記入ください）>

項目	設置工事業者名	所在地
太陽光 発電設備	新潟再生エネルギー㈱	新潟市西区寺尾東3丁目14-41
定置用蓄電池	新潟再生エネルギー㈱	新潟市西区寺尾東3丁目14-41
燃料電池	新潟ガス工業㈱	新潟市東区下木戸1丁目4番1号

<補助金申請額の算定（該当する項目にご記入ください）>

項目	公称最大出力値または最大蓄電容量	補助率	補助金額
太陽光 発電 設備	4.55 kW パネル合計 少数点第2位未満切捨	×3万円 /kW	136,000 円 千円未満切捨 上限15万円
定置用 蓄電池	5.00 kW 少数点第2位未満切捨	×2万円 /kW	100,000 円 千円未満切捨 上限10万円
燃料 電池	<input checked="" type="checkbox"/> チェック 実績報告を行う日までに太陽光発電設備や燃料電池に接続します。 ※接続する設備は新設・既設を問いません。		定額 70,000 円 設置する場合は定額7万円
(A) 補助金額 合計 ※申請書第一面「補助金申請額」の欄に転記			306,000 円 千円未満切捨

すべての方が必要な書類です。

1 太陽光発電設備の情報（モジュール及びパワーコンディショナーのメーカー名、型番）を記入してください。
 ※太陽電池モジュールは、一般財団法人電気安全環境研究所その他中立かつ公正な第三者機関による認証を受けているものでないと補助金を受けることができません。

2 定置用蓄電池の情報（メーカー名、型番）を記入してください。
 ※定置用蓄電池は、一般社団法人環境共創イニシアチブが実施する環境省の「戸建住宅におけるネット・ゼロ・エネルギーハウス（ZEH）化等支援事業」の補助対象機器でないと補助金を受けることができません。
 ※定置用蓄電池は太陽光発電設備または燃料電池に接続しなければ補助金を受けることができません。ただし接続する設備の新設・既設は問いません。

3 燃料電池の情報（燃料電池ユニット及び貯湯ユニットのメーカー名、型番）。
 ※燃料電池は、一般社団法人燃料電池普及促進協会の指定する機器でないと補助金を受けることができません。

4 補助対象設備の施行業者の会社名、所在地を記入してください。
 ※補助対象設備の施行業者は、市内に本店、支店、営業所を有する法人または、市内に住所を有する個人事業主でないと補助金を受けることができません。

5 補助金申請額を記入してください。
 ※太陽光発電設備の最大出力（JIS等に基づくパネル公称最大出力（合計）は、小数点第2位未満切り捨てとなります。
 ※定置用蓄電池の最大蓄電容量は、小数点第2位未満切り捨てとなります。
 ※補助対象設備ごとに、千円未満切り捨てとなります。

6 ⑤で記入した補助金申請額の合計を記入してください。
 ※補助金額の合計は、申請書の第一面（A）欄に同じ額を転記してください。

1

撮影日：令和4年11月1日

2



住宅の全景

住宅の全景写真の撮影例

【注意】 写真撮影について

写真は対象物が明確に確認できるものとしてください。

写真の大きさはL判程度としてください。

写真が小さすぎる、ぼやけている、かすれている、逆光などにより状況確認ができない場合は、申請の受付ができません。

また、白黒写真は認められません。必ずカラーで撮影・提出してください。

1

撮影日を記入してください。

※申請書提出日（申請書作成日ではありません）の前3ヶ月以内に撮影された写真に限ります。

※写真に撮影日が印字されている場合は記入不要です。

2

住宅の全景の写真を撮影してください。

※住宅であること、対象設備が設置されていないこと、交付決定前に着手していないことなどを確認するためのものです。

※新築住宅及び建替えの場合、実績報告書提出時に住宅の全景の写真が必要となります。

※申請日の日付は記入しない。

1 年 月 日

（宛先）新潟市長

2

（申請者）
 〒 951-8550
 住 所 新潟市中央区古町通7-1010
 ふりがな にいがた たろう
 氏 名 新潟 太郎
 電話番号 025-228-1000

住宅用再生可能エネルギー導入促進事業
実績報告書

3 令和●年●月●日付新住●第●●●●●号の2で交付決定のあった住宅用再生可能エネルギー導入促進事業補助金について、補助事業が完了したので次のとおり報告します。なお、本報告書及び添付書類に記載の事項は事実と相違ありません。

項 目	
交付決定	4 3 0 6 0 0 0 円 交付決定通知書に記載の額
補助対象設備	5 <input checked="" type="checkbox"/> 太陽光発電設備 <input checked="" type="checkbox"/> 定置用蓄電池 変更があった場合は、変更後の設備 <input checked="" type="checkbox"/> 燃料電池（エネファーム）
交付算定	6 3 0 6 0 0 0 円 交付決定額または変更後の補助金額のいずれか小さい額 ※変更がある場合は申請書第三面を添付
着手年月	7 令和4年4月10日 交付決定日以降の設置工事に着手した日
完了年月	8 令和4年5月10日 設置工事が完了日または支払完了日のいずれか遅い日

補助金の交付先 （振込先）	9 金融機関名	<input checked="" type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 信用組合 <input type="checkbox"/> 信用金庫 <input type="checkbox"/> ()	住環境政策 古町 支店
	預金種類 口座番号	<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	第 1 2 3 4 5 6 7 号 ※右詰めで記入してください。
	フリガナ	ニイガタ タロウ	
	名 義 人	新潟 太郎	

※振込先の名義人は原則として、申請者と同一としてください。

実績報告書の記入例 別記様式第5号（第一面）

すべての方が必要な書類です。

【注意】補助金の交付決定後に申請内容に変更が生じた場合について

- 変更の手続きは不要ですが、変更内容が確認できる書類の添付が必要になります。
- 変更部分を補助対象とするには、変更部分の工事前写真も必要となります。
変更部分の工事前写真を撮り忘れてしまった場合は、その変更部分は補助の対象となりませんので、変更部分の撮り忘れが無いよう、確実に工事前写真を撮影してください。
- 補助金額の減額はあっても増額はされません。

1

実績報告書の日付は記入しないでください。
 郵送の場合：消印日が申請日となりますので、住環境政策課で記入します。
 窓口の場合：窓口で当日の日付を記入してください。

2

申請者の実績報告時の住所・氏名・電話番号を記入し、申請者印を押印してください。
 ※補助金交付申請書と同じ印としてください。
 ※居住予定の場合は、引越し後の住所（補助金交付申請書に記入した住所と異なる）となるのでご注意ください。
 ※補助金確定通知書は、この欄に記載された住所に郵送します。

3

交付決定通知書（変更申請を行なった場合は、交付決定変更通知書）の右上に記載された日付・番号を記入してください。

4

交付決定通知書に記載された補助金額を記入してください。
 ※交付決定通知書を紛失してしまった場合には、住環境政策課まで連絡ください。

5

補助対象設備にしてください。
 ※変更申請を行った場合は、変更後の補助対象設備にしてください。

6

交付決定額または変更後の補助金額のいずれか小さい額を記入してください。
 ※交付決定後に軽微な変更が生じた場合は、変更内容が確認できる書類（別記様式第1号（第三面）等）が必要です。

7

対象設備の設置工事に着手した日付（交付決定日以降）を記入してください。

8

事業が完了した日付を記入してください。
 ※太陽光発電システムの場合は、電力受給開始日又は領収書の発行日のいずれか遅い方の日付を記入してください。
 ※その他の設備は、領収書の発行日又は設置完了日のいずれか遅い方の日付を記入してください。

9

補助金の交付先を記入してください。（口座振込みとなります。）
 ※振込みは、原則として申請者名の口座となります。
 ※申請者名以外の口座に振り込みを希望する場合は、別途書類が必要となりますのでお問合せください。
 ※記載内容に誤りがあると振込ができません。必ずよくご確認ください。

領 収 書

5 収入印紙

1 令和5年5月10日

2 新潟 太郎 様

3 ¥●,●●,●●● (税抜金額 ●,●●●,●●●円)
 但し、太陽光発電設備、定置用蓄電池、燃料電池設置工事費として 上記正に領収いたしました。

4 新潟県新潟市西区寺尾東3丁目14-41
 電話/025-268-1000
 新潟再生エネルギー株式会社

領収書の参考例

すべての方が必要な書類です。

コピーをご提出ください。

領収書は以下の内容が確認できるものとしてください。

- 1 **年月日**
領収書の発行日（工事代金の領収日）が記載（原則として交付決定通知日以後であること）されていること
- 2 **宛名**
発注者（＝申請者）宛になっていること
- 3 **金額及び支払い内容**
当該対象設備の設置工事に係る費用であることが確認できること
住宅の新築工事など、対象設備の設置工事に係る費用である旨を記載できない場合は、別途内訳が分かるものを提出のこと
- 4 **発行者**
発行者の押印（社印又は代表者印）があること
新潟市内の所在地であること
※本店の所在地など市外の所在地のみ記載の場合は、原本に手書きで市内の住所を記載し写しを提出
- 5 **収入印紙**
消印が押してあること

1 撮影日：令和4年11月11日

2



設置予定箇所



設置予定箇所

工事着手前の写真撮影例

太陽光発電設備【前】

【注意】 写真撮影について（以降の写真も同様です。）

写真は対象物が明確に確認できるものとしてください。

写真の大きさはL判程度としてください。

写真が小さすぎる、ぼやけている、かすれている、逆光などにより状況の確認ができない場合は、撮り直し・再提出を求め、実績報告の受付ができないことがあります。

また、白黒写真は認められません。必ずカラーで撮影・提出してください。

1

撮影日を記入してください。

※申請書提出日（申請書作成日ではありません）の前3ヶ月以内に撮影された写真に限ります。

※写真に撮影日が印字されている場合は記入不要です。

2

対象設備の設置予定場所の写真を撮影してください。

※対象設備が設置されていないこと、交付決定前に着手していないことなどを確認するためのものです。

※太陽光モジュールを設置する面を撮影してください。道路面からではなく、必要に応じて足場の上から撮影してください。

1



設置後
(モジュール15枚)

1

新築住宅及び建替えの場合は、住宅の全景の写真を撮影してください。
※対象設備が設置されていることを確認するためのものです。

2

太陽電池モジュール(全枚数が確認できるもの)の設置状況が確認できる写真を撮影してください。
※補助金交付申請時(着手前)の写真と比較して、対象設備が申請のとおり設置されたことを確認するためのものです。
※上段の写真は住宅の全景を撮影した例であり、中・下段の写真は設置部分を撮影した例です。補助金交付申請時(着手前)の写真と比較して、モジュールの設置状況及び枚数が明確に確認できる写真であればどちらでも結構です。

2



設置後
(モジュール15枚)



設置後
(モジュール7枚)

工事完了後の写真撮影例

太陽光発電設備【後②】

3



設置後
(パワーコンディショナ)

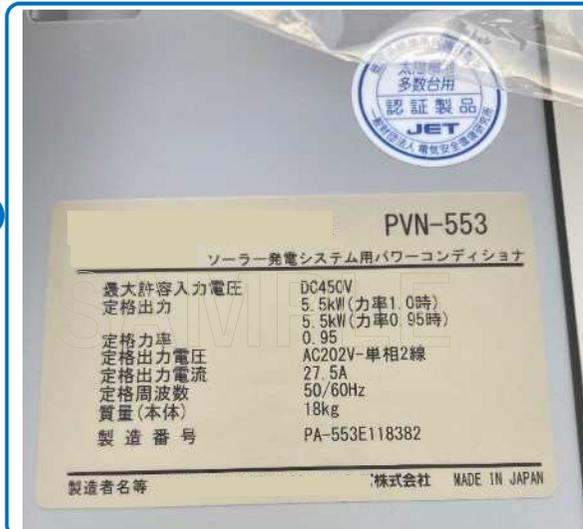
3

パワーコンディショナの設置状況が確認できる写真を撮影してください。
※対象設備が申請のとおり設置されたことを確認するためのものです。

4

パワーコンディショナの銘板（型式等が確認できるもの）の写真を撮影してください。
※対象設備が申請のとおり設置されたことを確認するためのものです。

4



設置機器の銘板
(パワーコンディショナ)

工事完了後の写真撮影例

定置用蓄電池【前】

1 撮影日：令和4年11月11日

2



設置予定箇所

1

撮影日を記入してください。

※申請書提出日（申請書作成日ではありません）の前3ヶ月以内に撮影された写真に限ります。

※写真に撮影日が印字されている場合は記入不要です。

2

対象設備の設置予定場所の写真を撮影してください。

※対象設備が設置されていないこと、交付決定前に着手していないことなどを確認するためのものです。

1



設置後
(機器全体)

1

対象設備の設置状況が確認できる写真を撮影してください。

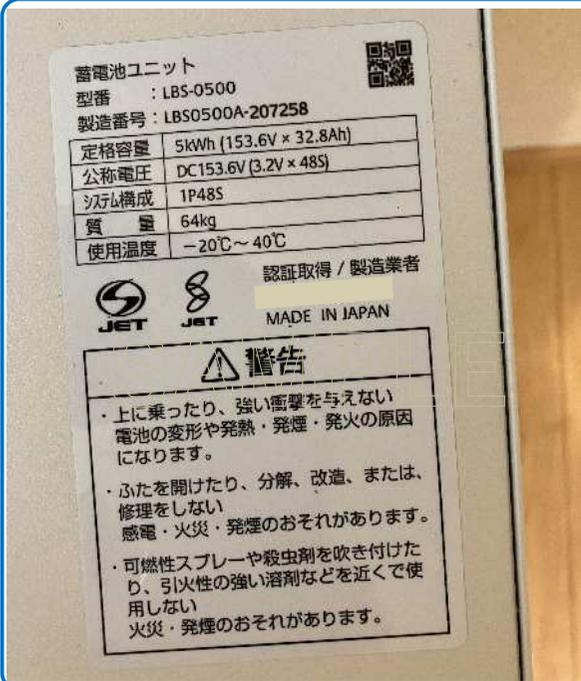
※対象設備が申請のとおり設置されたことを確認するためのものです。

2

対象設備の銘板（型式等が確認できるもの）の写真を撮影してください。

※対象設備が申請のとおり設置されたことを確認するためのものです。

2



設置機器の銘板
(蓄電池)

1 撮影日：令和4年11月11日



1 撮影日を記入してください。

※申請書提出日（申請書作成日ではありません）の前3ヶ月以内に撮影された写真に限ります。
※写真に撮影日が印字されている場合は記入不要です。

2 対象設備の設置予定場所の写真を撮影してください。

※対象設備が設置されていないこと、交付決定前に着手していないことなどを確認するためのものです。

1



設置後
(機器全景)

1

対象設備の設置状況が確認できる写真を撮影してください。

- ・燃料電池ユニット
- ・貯湯ユニット

※対象設備が申請のとおり設置されたことを確認するためのものです。

2

対象設備の銘板（型式等が確認できるもの）の写真を撮影してください。

- ・燃料電池ユニット
- ・貯湯ユニット

※対象設備が申請のとおり設置されたことを確認するためのものです。

2



設置機器の銘板
(燃料電池ユニット)



設置機器の銘板
(貯湯ユニット)